

村落による林野共同所有の変容—島根県伯太町下十年畠の事例—

神戸大学大学院 福田 恵

1 本報告の課題

村落と土地の関わりについては、戦後共同体論を基軸としながら多岐にわたる分野で研究が積み重ねられてきた。村落社会研究会においても、この論点はたびたび取り上げられてきたが、「土地と村落」を共通課題とした1985年の大会以降、新たな視点を持って論及されるに至ったといえる。こうした議論の転換は、村研が「むら」における自治及び土地（とりわけ農地）管理を再検討しようとするなかで、生まれてきたものと考えられる。その後も土地管理に関する論点は深められつつあり、近年では、農地ばかりではなく林野と村落の関連についても研究が進められている。

村落による林野への関わりは、様々な利用規制と所有規範を通して、典型的には共同所有地（入会地）においてあらわれる。本報告では、高度成長期の林野共同所有を考察対象に据え、過疎・高齢化のなかで、どのような住民意識によって入会地の秩序が維持されてきたかについて明らかにしたい。

2 下十年畠の林野概況

調査地域となる島根県伯太町は、県東部に位置する人口5684人・世帯数1430戸（平成7年現在）の中山間地である。事例として取り上げる下十年畠は、町内南部の山間部に位置し、人口171人・世帯数50戸（平成11年現在）の集落である。総山林面積は約425町であり、そのうち入会地は約152町をしめる。（さらに入会地は、蔭地山・約50町、日向山・約90町等に細分される。）下十年畠の林野は、近世期には中国山地一帯で顕著だった鉄山経営の影響を受け、鉄精錬用の炭材採取を主としていた。その後明治以降の洋鉄の流入によって、鉄山利用は衰退するが、ほぼ同時に進行した木炭の商品化のため、従来の炭材採取は基本的に維持された。利用法の転換は、大正期に実施された部落有林野統一時に行われ、これ以後林野（とりわけ入会地）における造林化が進行する。それと連動して入会地の所有登記も、村持ちから52名の「記名共有」に移され、入会権は持分化された（日向山においては昭和30年に記名共有登記が完了）。当時の資料によれば、持分の扱いについて、一戸一口所持・村外売却の禁止・離村者の村内者への売却という約束事がみられたが、こうした規制によって以後の共同所有は支えられることになる。

3 林野共同所有の持続的展開とその要因

下十年畠で戦前期に確立した記名共有は、昭和40年前後から離村世帯と高齢者世帯の増加に伴い、大きく動搖することになる。報告ではこの過疎期の変容把握に際して、主に二つの資料を用いるつもりである。一つは、持分所持者とその移動状況を示した共有地の諸資料（村内規約、管理日誌等）であり、もう一つは、住民意識に関するデータ（各世帯へのリードインタビュー及び調査票調査等）である。前者の資料に基づいて検討した結果、入会規約の改正に伴い持分の複数所持が許可され、それに伴い売却件数が急増した点が明らかになった。ただし後者のデータによれば、村落内外での持分移動はこの時点においても極力避けられ、売買は依然として住民間で許容される範囲内で行われるものだった点が把握された。共同所有はこの時期に部分的な変質を伴いながらも、根本的解体にはいたらず持続的展開を示したと考えられる。そこで報告では、住民間にみられた売却制限の動機を実証的に検討し、村落が林野の管理に関わってきた諸要因について明らかにしていきたい。